

# 盛岡市母子父子寡婦福祉資金 予約貸付のご案内

R2.3.17

## 1.この資金は・・・

この資金は貸付が自立につながると判断され、償還の計画を立てることが出来る下記の方が対象となります。

- ・ 就労中で20歳未満の児童を扶養している、配偶者のない女子（男子）
- ・ 20歳未満の父母のない児童
- ・ 就労中で子や孫を扶養しているかつて母子家庭の母であった方（現在、児童が20歳以上になっている方）

※生活状況において貸付出来ない場合があります。

母子父子寡婦家庭の方々が安定した生活を送るために必要とする資金を貸付ける制度です。

## 2.償還(返済)について

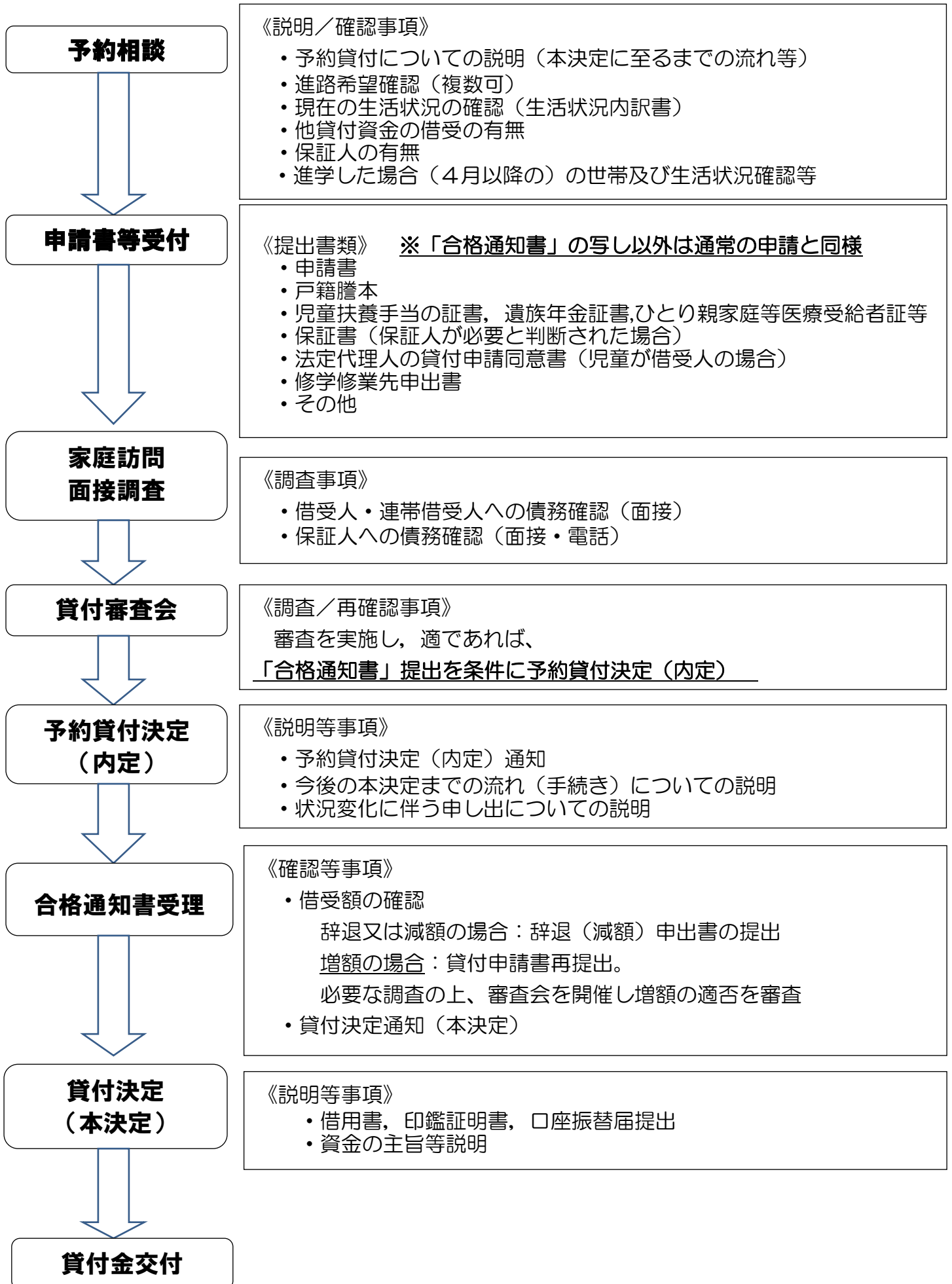
この資金は、借り受けた方々からの償還金が、他の母子父子寡婦家庭の方々に貸し付ける財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず償還してください。

納期限に遅れた場合違約金を徴収します。

### 滞納した場合

償還金を滞納した場合は督促や催告があるほか、連帯借受人、連帯保証人への請求を行います。  
自宅や職場に訪問することもありますので、必ず納付期限内に償還してください。

### 3. 予約貸付全体の流れ



## 4. 貸付相談・申請の際に必要な書類

- ◇ 申請者及び児童又は子の戸籍謄本
- ◇ 配偶者のいない方であることを証明できる書類。(児童扶養手当証書,遺族年金証書,ひとり親・寡婦医療受給者証等)
- ◇ 生活状況収支内訳書
- ◇ 修学・修業先申出書
- ◇ その他,借受人等の状況や申し込み内容により必要な書類(相談時にご確認ください。)

## 5. 利子・連帯保証人等

【 就学支度資金 修学資金 修業資金 】

- ・無利子
- ・親が借受人となる場合は子が連帯借受人となります。
- ・親の収入・生活状況によっては連帯保証人が必要な場合もあります。
- 資金の種類にかかわらず貸付総額が300万円を超えると連帯保証人は2名必要となります。
- 連帯保証人がいる場合,連帯保証人へ債務確認を行いますので予め保証人にお伝えください。(別世帯で6親等以内の親族・市外であれば3親等以内の親族)
- 生活保護世帯の場合,貸付を受けるためには連帯保証人が必要となります。

★詳しくは母子・父子自立支援員までお問い合わせください。

盛岡市 子ども未来部 子ども青少年課 支援係  
住所 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所 4階  
電話 613-8354 (直通)

